

H20. 9. 26 原案可決

新過疎法の制定を求める意見書

過疎地域は、人口の著しい減少によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあり、現行過疎法では、和歌山県内13市町村が指定されている。

昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、過疎地域に対しては、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策が実施され、社会基盤の整備や産業の振興など地域格差是正のため、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域の公共的施設の整備水準は総じて低位にあるほか、人口減少、高齢化が非常に顕著であり、地域のコミュニティ機能が崩壊する恐れがあるなど新たな課題が発生しており、過疎地域の問題は、一層深刻な状況に直面している。

一方で、過疎地域は、森林資源の管理や洪水などの自然災害の抑止等の国土保全、食糧供給あるいは良好な景観の形成や我が国固有の歴史・文化の承継など、多くの公益的機能を有している。

このため、国としても過疎地域の環境が良好に維持・管理されていくことが不可欠であり、過疎地域の衰退は、すなわち国土の弱体化につながり、都市部の維持・発展のためにも過疎地域の持続的な振興は国家的課題であるといえる。

このような状況の中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効する。

よって、国におかれては、現行の過疎地域指定市町村が平成22年4月以降においても、総合的な過疎対策事業に取り組めるよう、「新過疎対策法」を制定されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣